

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から移住された方へ

一定要件を満たすと移住支援金の支給申請ができます

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人につき100万円を加算

移住支援金の支給対象と

と思われる方は、できるだけお早目に
下記担当までご相談ください。

※原則、転入後1か月以内に「予備登録申請」が必要です。
また、予算管理等の都合上、できるだけ住民登録時点で
申請対象の方を確認させていただいております。
移住支援金の申請を予定されている方は、
転入後速やかにご連絡ください。

※申請が予算額に達するなど時期により、
移住支援金を受給できない場合があります。



移住支援金の対象目安

次の①②のいずれにも該当する方が対象となります。
(このほかにも要件がありますのでご相談ください)

- ①【移住元要件】次のいずれにも該当し、転入後1年以内の方
 - ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）に在住し、東京23区に通勤^{※3}していた方
 - ・住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏^{※1}（条件不利地域^{※2}を除く）に在住し、東京23区に通勤^{※3}していた方
(ただし、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も移住元の対象期間となります。)
- ②【就業要件】次のいずれかに該当する方
 - ・移住支援事業を実施する北海道が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方
 - ・北海道の事業による起業支援金の交付決定を受けた方
 - ・転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区内での仕事をテレワークにより実施する方

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域 裏面を参照願います。

※3 通勤 雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ 江別市企画政策部政策推進課

江別市高砂町6番地（本庁舎2階）

電話番号 011-381-1064（直通）

▶移住支援金の詳細については、HPでご案内しております。

江別市



北海道



国（内閣府）



<条件不利地域の市町村>

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

R6年度版